

町民参加の町史づくり



竹富町史たより

2005・9・30

第27号



竹富町史編集室

沖縄県石垣市美崎町2番地
TEL・FAX兼用(0980)82-9985

目次

『竹富町史』第十巻資料編「近代1く竹富島喜宝院蒐集館文書」発刊	1
竹富町史編集委員会	2
《写真にみるわが町》	25
美原集落の誕生	3
《竹富町史編集委員会トピック》	4
竹富島の史跡を訪ねて	5
《文化財探訪》	21
ブシヤ	17
《新聞で知る町の今昔》	17
水飢饉に悩む島の人たち	6
《史料紹介》	7
『官報』掲載八重山関係資料①	7
《聖地めぐり》	23
保慶御嶽	32
収蔵図書紹介	33
業務日誌	34
竹富町史の刊行物	40
編集後記	43

●表紙の写真●

西表島東部の大原4Hクラブのメンバーである。4Hクラブは農村の青少年が農業や生活改善の方法を学習することを目的に1951年（昭和26）8月、今帰仁村謝名で第一号が発足、その後、県内で次々と誕生した。4HのHとは健康、頭、手、心の英語の頭文字。4Hクラブは、竹富町でも復帰前に各島に相次いで発足した。大原、大富、豊原の西表島東部に生まれたのは1956年（同31）のこと。会員らはお互いに知恵を出し合い農業改良普及に取り組んだ。写真は結成一年後に撮ったものである。

『竹富町史』第十巻資料編「近代1」竹富島喜宝院蒐集館文書」発行

―竹富事務所所蔵の「村日記」等を収録―

竹富島喜宝院蒐集館が所蔵する近代文書を収録した『竹富町史』第十巻資料編「近代1」を、このほど発行しました。本巻は、第十巻資料編では平成十三年度



発行した竹富町史第10巻資料編近代1

金銭物品二関スル諸証書」の五点で、これらの史料群から人頭税の施行末期及び廃止直後における竹富島の村の様子を窺い知ることが出来ます。

喜宝院蒐集館は、上勢頭亨翁が一九六四年（昭和三九）に自宅の台所を整理して開設した私設の民俗資料館です。一九六九年（同四四）には新築して現在の場所に移転したが、そこには翁が六十余年の生涯をかけて収集した四千点を超す民俗資料が展示されています。

喜宝院蒐集館には多種多様の資料がありますが、本巻に収録した史料は、竹富村事務所に残されていた明治三十年代の行政資料が中心です。

『村日記』は、「明治三十七年以降」と標題の付いた、竹富村事務所の日記です。前欠・後欠の日記だが、竹富村頭の宮良當整が書き綴ったものです。日記の内容

は、月日、干支、天気、風向き、曜日の基本的な事項に続き、その日の出来事が綴られていて、多岐にわたります。それは、土地関係、税務関係、農家経済調査、原勝負、海難事故、当時の三大節（元日・紀元節・天長節）のほか、日露戦争にまつわる記事もあります。

『間切島会二関スル書類』は、表題から間切島会に関わる文書だと想起されるが、実質は竹富村事務所と八重山島庁・間切役場との往復文書です。この史料は「自明治三十一年至全三十七年」、「自明治三十七年至」との標題が付され、なかには西表島東部の野原に「西竹富村」を村立てとしたい、との文書もあります。

『報告綴』は、標題に「明治三十七年」が付いている竹富村頭の宮良當整が書き残した史料です。中身は船舶の遭難事故に関する記事、農業等に関する統計資料がほとんどです。

『人頭税領収証綴』『契約及金銭物品二関スル諸証書』は、一八九八年（明治三一）から一九〇三年（同三六）までの史料で、人頭税の一端を垣間見ることが出来ます。

に発行した「近代2」必要書・必要書類集」に次ぐ近代史料集です。収録した史料は「村日記」、「間切島会二関スル書類」、「報告綴」、「人頭税領収証綴」、「契約及

竹富町史編集委員会

―編集委員十九名に委嘱状交付―

竹富町史編集委員会の任期満了（二年間）に伴う委員への委嘱状交付並びに第二十回町史編集委員会が二月五日、町史編集室合同会議室で開かれました。委嘱状は大盛武町長から十九人の委員一人ひとりに手渡されました。任期は平成十九年一月三十一日までです。

大盛町長は、委嘱状を交付した後、「町史の編集作業は専門的な知識を必要とします。先生方の故郷への思いを基に、経験と卓識を活かし、素晴らしい町史を編集してください」とあいさつし、各委員への協力を求めました。

第二十回編集委員会は、①平成十六年度発刊予定の第十巻資料編「近代1―竹富島喜宝院蒐集館文書」の編集の進捗状況、②第十巻資料編「近代3」の発刊、③「島じま編」の編集、④今後の発刊計画―を議題に審議を行いました。

第十巻資料編「近代1」は、喜宝院蒐

集館に保存されている「村日記」、「間切島会二関スル文書」、「報告綴」、「人頭税領収証綴」、「契約及金銭物品二関スル書類」の近代文書を収録するもので、原文照合を行い、難読文字の確定作業を行っていることが報告されました。同巻は三月三十一日に発刊しました。

第十巻資料編「近代3」は、琉球大学附属図書館が所蔵する宮良殿内文書の「明治三十三年 日誌 宮良記」、「自三十四丑年旧正月 至全十二月 日誌 宮良當整」を、「新城村頭の日誌」の題名で刊行するもので、平成十七年度に発刊することを決定しました。

「島じま編」は第二巻竹富島編、第三巻小浜島編、第四巻黒島編、第五巻新城島編、第六巻鳩間島編、第七巻波照間島編、第八巻西表島編を順次発刊するものです。委員会では各巻ごとに専門部会を中心に編集作業が行われている事が報告されました。

今後の発刊計画については、「近代3」に続いて、平成十八年度には「近代4―官報」を発刊することを確認しました。

竹富町史編集委員会

◎印は委員長

○印は副委員長

◎登野原 武（元竹富町教育委員会教育長）

○西里 喜行（琉球大学教育学部教授）

加治工真市（前県立芸術大学教授）

黒島 精耕（竹富町教育委員会教育長）

三木 健（琉球新報社副社長）

玉城 功一（元八重山商工高校教諭）

石垣 久雄（石垣市文化協会事務局長）

當山 善堂（元八重山支庁長）

新本 光孝（琉球大学農学部教授）

阿佐伊孫良（NPOたきどうん事務局長）

上江洲儀正（南山舎代表）

里井 洋一（琉球大学教育学部教授）

石垣 金星（西表をほりおこす会会長）

吉川 安一（名桜大学国際学部教授）

本田 昭正（元那覇高校教諭）

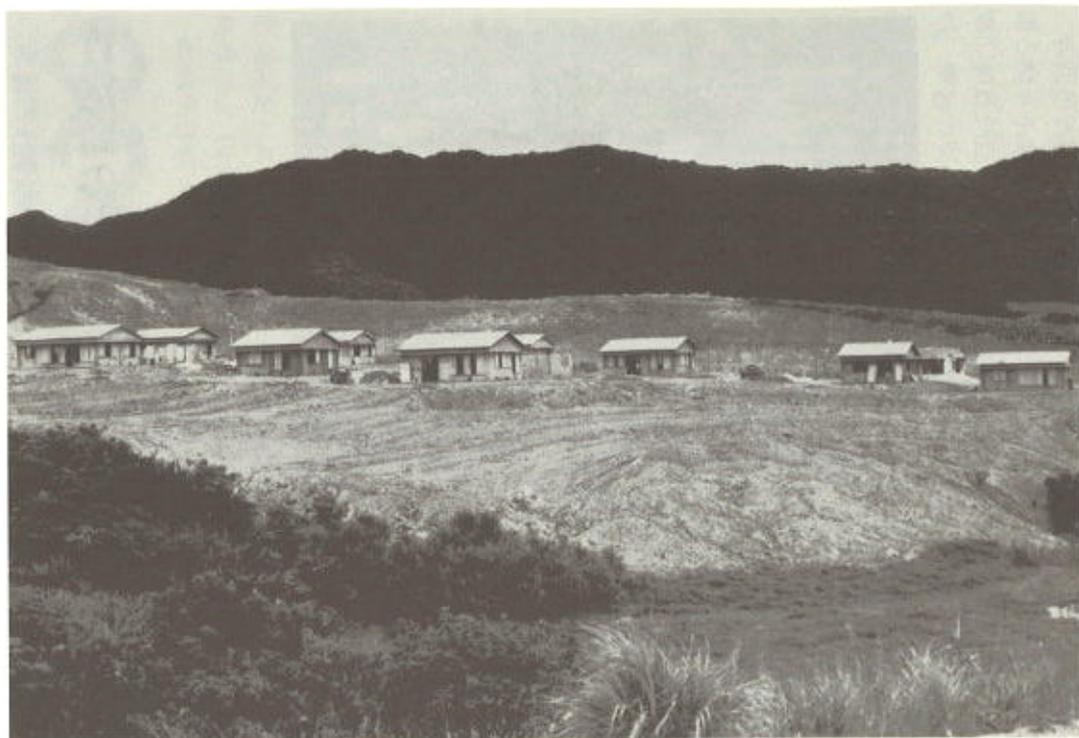
篠原 武夫（琉球大学農学部教授）

坂座真 武（元白保中学校教諭）

本原 孫宗（元石垣市消防長）

古堅廉太郎（町史編集室長 3月31日まで）

玉代勢泰寛（町史編集室長 4月1日から）



慶田城原に誕生した美原集落

〈写真にみるわが町〉 25

美原集落の誕生

西表島東部に建てられた美原集落は、竹富町の中で最も新しい村落である。対岸の由布地区の住民が、本土復帰の前年の一九七一年（昭和四六）八月八日、小字の慶田城に部落移転して創建された。一ヶ月前には西部の網取集落が廃村になっている。

新天地・美原に移り住んだ当時の八重山は、台風と長期の干ばつに見舞われ、危機的な状況に陥っていた。由布地区では一九六九年（同四四）九月、台風11号の襲来による高潮で島全体が海水に侵され、七一年には干ばつだった。このため、住民らは「この小さな島では生活できない」と移転を決意、美原に安住の地を求めた。由布から美原に移住したのは十一世帯、四十八人。集落名は将来に大いなる夢を託し、自然の豊かさを取り入れた、「美しい実りある原野」との願いを込めて命名された。集落の名のとおり、地区の前面や北側には広い畑地、牧場が広がる。地域一帯は、住民が由布にいた頃から開拓の地になっていた。

集落建設に向けては、宅地造成が行われ、住民らは一丸となって住居の建設に乗り出した。写真には宅地造成後に建てられたコンクリート壁のトタン屋根の家屋が点在する。学校は、美原への集落建設によって、由布の由布小学校はなくなり、古見小学校に統合された。子供達は七一年四月からスクールバスで古見小学校へ通学した。

美原の人々は元来、竹富や黒島、それに沖縄本島の出身者。稲作、甘蔗の栽培のほか、牧畜に精を出し、村落共同体の結び付きは強い。

竹富島の史跡を訪ねて

竹富町の島々の史跡等を訪ねる町史編集委員会（登野原武委員長）の第九回史跡巡見が二月六日、竹富島で行われまし



史跡巡見で訪れた坊主墓

た。参加したのは編集委員十二人。竹富島行きの定期船に乗り込み、島に残る史跡の数々を訪ねました。

今回の史跡学習で講師を務めたのは島

出身の編集委員、阿佐伊孫良・石垣久雄の両編集委員。委員らは竹富ゆがふ館で島の歴史・文化をひと通り映像で観た後、新里村跡遺跡、花城村跡遺跡、豊見親城遺跡、カイジ浜貝塚、旧蔵元跡、国仲根所、西塘御嶽、坊主墓、美崎御嶽など十カ所余の史跡を訪ねました。

竹富島は坡座間集落、仲筋集落からなり、両集落を隔てるようにンブルがあります。島には数多くの御嶽があり、そのなかでもムーヤマ（六山＝坡座間・仲筋・幸本・久間原・花城・波利若）は島の創建を知る由緒ある聖地です。これに清明・国仲の二御嶽を加えてヤーヤマ（八山）ともいいます。

新里村跡遺跡は、島の北海岸近くにあがり、花城井戸（ハナクンガー）を境に東側を新里村東遺跡といい、西側を新里村西遺跡といいます。東遺跡は十二世紀から十三世紀の村跡で、遺跡から八重山式土器のルーツといわれる滑石製石鍋模造土器、中国製の白磁、青磁、玉縁口縁碗などが出土、西遺跡は十四世紀と十五世紀の村跡で、遺跡から屋敷跡、村落広場、高床式と思われる建物の柱穴が検出されています。

花城村跡遺跡は、花城御嶽の周辺に拡

がる中世の村跡で、良好な状態で保存されています。この集落遺跡は、野面石積みで囲まれた、数カ所の屋敷跡があり、道路は見られません。屋敷の間は通用門で結ばれています。石積み遺構からは人骨も検出されました。

旧蔵元跡は、島の南海岸近くに設けられ、近くにカイジ浜貝塚があります。蔵元は王府時代の地方政庁です。一五〇〇年（弘治一三）、八重山を征討した首里王府は一五二四年（嘉靖三）に西塘を大首里大屋子に任じ、蔵元をカイジに創設したといわれます。しかし、島は土地が狭く、八重山の中央政庁としては不便であるため一五四三年（同二二）、石垣島の大川村に移転しました。跡地には石積み囲いが残っています。

坊主墓は、美崎御嶽に行く道の途中を西方に曲がり、数メートル進んだ場所にあります。形式は四方形で、上部には火焰宝珠が設けられています。この墓は西塘が首里から連れてきた賄い女の墓といわれます。しかし、実は浜ンガーを掘り当てた屋良原阿主の墓ともいわれます。委員らは、墓の前に立ち、沖繩で広く普及している亀甲墓、破風墓とも違う墓の型式に関心を示していました。



異国船の監視所と思われる鳩間島のブシンヤー跡

〈文化財探訪〉 21

ブシンヤー

鳩間島の北海岸の近くにある遺跡である。「武士の家」とか、「武士の屋」などと漢字表記される史跡だが、戦後、港湾建設のために石垣が石材として使われたため、往時の痕跡は失われている。しかし、遺跡の広がり知る平面図が残っている。

遺跡は、突出した岩礁が続く琉球石灰岩の上に形成されている。かつて、小窓が残る長方形の石積みが巡らされていたといわれる。島には「窓のような穴が開いていて、その中から鎧と兜を着けた武士が外の様子を窺っていた」との伝承が残っている。

町史編集委員会では昨年二月に史跡巡見を行い、遺跡を見聞した。その時、遺跡を見て「江戸時代初期の鎖国体制が南の島々にも広がり、このブシンヤーは南蛮船などを見張る監視所だったのではないのか」と語る委員もいて注目された。

鎖国制度は江戸幕府が実施した一種の海禁政策で、「キリスト教禁制・日本人の海外往来禁止・貿易の取り締まりなどを主眼とした諸政策が一六三三年・三四年・三五年・三六年と立て続けに出され、三九年、ポルトガル船来航を禁止した鎖国令によつて最終的に完成した」とされる。事実、八重山ではその頃、異国船の漂着が相次いでおり、西表島西部の祖納には一六四一年から四八年まで、異国船を監視する「大和在番」が設けられた。

遺跡については、ジョージ・H・カー博士が残した平面図がある。しかし、この平面図と違う見方もある。島の関係者は石材を集め、図面や島びとの記録を基に遺跡復元の計画を立てている。

水飢饉に悩む島の人たち

西表島からの海底送水、鹹水および海水の淡水化が実現し、灌漑施設の完備が進むなかで、島々の水問題は往時に比べて緩和されたが、少雨傾向が長期間続くと、干ばつ対策委員会が設置され、問題解消に向けて関係機関が一体となり取り組んでいる重要課題であることは今も昔も変わらない。

島々では一九六二年（昭和三七）半ばから翌年九月ころまでの約一年間にわたって大干ばつが続き、住民の生活を圧迫、

干ばつの実情および水の確保に悩む住民の暮らしが連日新聞紙上で報道された。水飢饉は島で暮らす人々を直撃した。

新聞各紙は一九六二年（昭和三七）七月、干ばつに悩む波照間島の実情を報道し、六十年ぶりの大干ばつが続いて天水田が干上がり、畑地の農作物も枯死状態にあるとレポートし、島の「今」を伝える。これは、他の島も同様である。黒島ではサトウキビ、畜産が打撃を受けている。鳩間島では農作物が枯死の状態にあるとともに、飲料水に事欠き、西表島からの水運びで急場を凌いでいる。これは新城島も同じだった。



水飢饉を伝える黒島干ばつの記事

黒島では地下水を求めて調査が行われたが、生活用水に適した水はなかった。新聞には「水キキンの黒島」「牛千頭餓死寸前」「黒島の牛次々と死ぬ」「枯死寸前の離島の人々」等の見出しが打ち出されている。行政機関は、島々の干害調査を行い水事情の把握に努め、救援物資を送るなどの渇水対策に乗り出した。

『八重山毎日新聞』一九六三年（昭和三八）四月十六日紙面は「水キキンの黒島」を主見出しに、「全島石灰岩でうまる」「層も深く穴だらけ」の中見出しで記事を綴る。▽井戸の調査結果Ⅱ黒島の五部落で使用している井戸を対象として十三カ所だけ選定して行った。現在、これらは使用水、洗濯用水、牧畜用水等に使用されている。調査結果は、塩分が多く最も甘い水も塩分の三分の一濃度で、飲料としては不適である。従って測水調査の結果は飲料、牧畜用、洗濯用、灌漑用として適当な水はなかった、との内容が島の水の生活への不適性を説く。

島々は異常渇水で疲弊したが、石垣島の人々は水飢饉の解消に向けて「愛の手」を差し延べた。「黒島に愛の飲料水」「海を渡った愛の水」の新聞の見出しがこれを裏付ける。愛の水は、島の人々を喜ばせ、明日への活力を漲らせた。

しかし、大干ばつの水飢饉は一九六三年（昭和三八）九月、八重山を襲った台風十四号グロリアが慈雨をもたらし、解消した。だが、台風の爪痕は大きかった。

『官報』掲載八重山関係資料①

『官報』は法令や条約等を公布したり、また国会事項や官庁事項等を掲載して国民に周知させるため一八八三年（明治一六）七月に創刊された国の機関紙といわれる。編集業務は当初、太政官文書局において所管されたが、一八八五年（同一八）十二月の内閣制度の発足に伴い文書局は廃止され、新たに設置された内閣官報局で行われるようになった。一九二四年（大正十三）十二月には内閣印刷局に変わり、一九四三年（昭和一八）以降は大蔵省印刷局で行われ、現在に至っている。

掲載事項は創刊当初は①太政官布告・同布達・同達・告示、②賞勲・叙任、③東京府布達・東京府達・東京府告示・警視庁達、④伺指令、⑤宮廷録達、⑥官庁彙報、⑦正誤、⑧兵事・学事・衛生事項・農工商事項、⑨外報、⑩気象、⑪公報、⑫広告であった。しかし、一八八六年（明治一九）から、太政官布告等は法律・勅令・省令・訓令告示に、賞勲等は授爵叙任及び辞令に変わり、一八八七年（同二〇）からは官庁彙報、兵事・学事等が彙報（裁定・官庁事項・陸海軍・教育・衛生・農工商・通運・雑事）となり、気象が観象として掲載されるようになった。

昭和になると、詔書・皇室令・予算・勅令・条約・軍令・制令・律令・府令・庁令・訓令・達・告示・告諭、叙任及び辞令、宮廷録事、彙報として官庁事項・褒賞・統計・陸海軍・学事などの事項に変わった。以上の事項をみると、『官報』は政府機関紙といえども多彩な情報が詰まっている。

竹富町史では、近代史料としての『官報』の有する資料的価値を認識し、「近代4」の題名で近代資料編のひとつとして編集・発刊する計画である。これまでに明治・大正・昭和戦前・昭和戦後の「新聞集成」を六冊発刊してきた竹富町史だが、これらの「新聞集成」に『官報』が加わると、充実した近代資料編になるものと確信する。これまでに八重山関係の記事を抜き出しを終え、現在パソコンによる文字入力の作業を行っている。

編集構成は、記事を明治・大正・昭和に大きく分類し、そのなかの①勅令、②省令、③訓令、④告示、⑤法律、⑥予算、⑦予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約、⑧帝国議会、⑨叙任及び辞令、⑩庁府県公報、⑪東京府達、⑫戦報、⑬公使館、⑭第二予備金支出、⑮地方行政、⑯広告、⑰彙報、⑱観象をそれぞれ一括りとして、これらの事項内で記事を時系列で配列する方法を採っている。

本号には明治期の勅令・省令・告示を掲載した。収録した記事は、どれも重要である。なかでも一九〇九年（明治四二）三月三十日付け「勅令」に掲載された八重山島庁の設置に関する記事、一九〇二年（同三五）十二月二十六日付け「勅令」にある宮古・八重山における人頭税廃止に伴う、「地租条例及国税徴収法」の施行に関する記事、一八九七年（明治三〇）八月の「陸軍省告示」に掲載された、読谷村渡具知から石垣島の崎枝村、西表島の船浮湾に浮かぶ外離島を経由して台湾に至る、電信線に関する記事などは注目に値する。記事には電信線のルート図も示されている。同年十月の「通信省告示」には西表島に三等電信局が設けられた記事もある。

以後、本欄で『官報』に掲載された八重山関係の記事を紹介する。

《明治期》

◇勅令

勅令第百六十七号

第三七五二号〔明28・12・28〕

第一条 (略)

第二条 東經百二十度ノ子午線ノ時ヲ以テ台湾及澎湖列島並ニ八重山及宮古列島ノ標準時ト定メ之ヲ西部標準時ト称ス

第三条 (略)

勅令第十七号

第三八〇四号〔明29・3・7〕

沖繩県宮古島司及八重山島司ノ年俸ハ各七百円トス

附則

本令施行ノ時期ハ内務大臣之ヲ定ム

勅令三百四十六号

第三九九五号〔明29・10・21〕

稅務管理局稅務署及管轄区域別表ノ通定ム

附則

本令ハ明治二十九年勅令第三百三十七号実施ノ日ヨリ施行ス 明治二十六年勅令第百六十四号ハ本令施行ノ

日ヨリ廃止ス

(別表)

稅務署管理局稅務署及管轄区域表			
稅務管理局名	庁府県	稅務署名	管轄区域
沖繩	沖繩	八重山	八重山郡
(略)			

勅令第五十六号

沖繩県間切島吏員規程

第四一二〇号〔明30・3・31〕

第一章第一条から第四章第二十一条 (略)

第五章 宮古郡八重山郡ニ関スル特例

第二十二條 宮古郡八重山郡ニ於テハ各郡ノ区域ヲ以テ一間切ト見做ス

八重山郡与那国島ハ一村ト見做ス

第五章第二十三條から第二十六條 (略)

勅令第五十七号

第四一二〇号〔明30・3・31〕

第一条から第三条一 (略)

二 宮古郡八重山郡ニ於テハ仮若文字若クハ旧仮筆者宮古郡ノ加勢筆者八重山郡ノ雇ノ在職年数ハ

其ノ職務ニ就キタル月ヨリ前項ニ依リ計算ス

就職ノ年月明ナラサルモノハ沖繩県知事ノ認定
スル所ニ依ル

第四条から第八条 (略)

附則

第九条 此ノ勅令ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

勅令第百六十九号

第四一七四号 (明30・6・3)

明治二十九年法律第三十五号葉煙草専売法第三十条ニ
依リ左ノ地方ニハ当分ノ内同法ヲ施行セス

(前三項目省略)

- 一 沖繩県管下伊平屋島、伊是名島、具志川島、野甫島、久米島、渡嘉敷島、前島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、久場島、粟国島、渡名喜島、鳥島、多良間島、大神島、水納島、鳩間島、波照間島、与那国島、大東島、魚釣島

勅令第百五十号

第四二二六号 (明30・8・3)

千島国後島、同沢捉島、大隅国大島、琉球国八重山島
ニ設置スルニ等郵便及電信局職員ニハ別表定ムル所
ニ依リ月手当ヲ給ス其ノ給与細則ハ通信大臣之ヲ定ム

(別表)

管名	月手当金額
局長	三十円以内
郵便電信書記	二十円以内
郵便電信書記補	十二円以内

勅令百四十八号

第四五二二号 (明31・7・15)

沖繩气象台官制

第一条から第八条 (略)

第九条 中央气象台ニ附属測候所ヲ置ク其ノ位置ハ
鹿児島県下大島沖繩県下石垣島トス

第十条 (略)

勅令三百五十二号

第四六四五号 (明31・12・22)

沖繩県間切島規程

第一条から第十四条 (略)

第十五条 間切島行政ハ第一次ニ於テ郡長之ヲ監督
シ第二次ニ於テ沖繩県知事之ヲ監督シ第
三次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス
宮古郡八重山郡ニ於ケル間切行政ハ第一

附則

次ニ於テ沖繩県知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス
第十六条から第十九条 (略)

第二十条 此ノ勅令ハ明治三十二年一月一日ヨリ施行ス

勅令三百九十六号

第五二一〇号 [明33・11・12]

葉煙草専買法第五条ニ依リ葉煙草耕作地区域別表ノ通之ヲ定ム

(別表)

葉煙草耕作地区域表

区域内都市町村

(前略)

沖繩県

那覇区・首里区・島尻郡・中頭郡・国頭・八重山郡

勅令第六十四号

第五三三七号 [明34・4・22]

東京府下小笠原島、大島、八丈島、小島、青ヶ島、鳥島及沖繩県下宮古島、八重山島、久米島ニ在勤スル地方官庁ノ判任官及巡查雇員ニハ別表定ムル所ニ

依リ月手当ヲ給スルコトヲ得其ノ給与細則ハ内務大臣之ヲ定ム

(別表)

判任官	六円以内
巡查	五円以内
雇員	五円以内

勅令第二百四十二号

第五八〇〇号 [明35・11・1]

税務署官制

第一条から第六条 (略)

附則

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

税務署管理局税務署及管轄区域表

鹿兒島	沖繩	八重山	八重山郡
税務監督局名	庁府県	税務署名	管轄区域
(略)			

勅令第二百七十五号

第五八四六号 [明35・12・26]

沖繩県宮古郡八重山郡二明治三十六年一月一日ヨリ
地租条例及国税徴収法ヲ施行ス

勅令第二百七十六号

第五八四六号〔明35・12・26〕

明治三十三年勅令第四十七号中左ノ通改正ス

「北海道二級町村制ニ依ル町村」ノ下ニ「沖繩県間
切島規程ニ依ル間切島」ヲ加フ

附則

本令ハ明治三十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二百七十七号

第五八四六号〔明35・12・26〕

沖繩県宮古郡八重山郡ノ地租ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ
徴収ス但シ宮古郡多良間島八重山郡大浜間切波照間
村及与那国島ノ地租ハ翌年六月一日ヨリ九月三十日
限之ヲ徴収ス

一期 該年八月一日ヨリ 田地租 全部

同月三十一日限 畑地租 五分

二期 翌年三月一日ヨリ 宅地地租 全部

同月三十一日限

三期 翌年五月一日ヨリ 畑地租 五分

同月三十一日限 田畑宅地以外ノ地租

勅令第三百三十三号

第六二四六号〔明37・4・29〕

煙草専売法第八十七条ニ依リ左ノ島嶼ニ八当分ノ内
同法ヲ施行セス

（前三項目省略）

一 沖繩県管下伊平屋島、伊是名島、具志川島、野
甫島、久米島、前慶良間島、前島、後慶良間島、
阿嘉島、慶留間島、粟国島、渡名喜島、鳥島、
多良間島、水納島、波照間島、与那国島

勅令第三百三十四号

第六五三三号〔明38・4・14〕

監専売法第四十二条ニ依リ左ノ地方ニ八当分ノ内同
法ヲ施行セス

（前二項目省略）

一 沖繩県管下伊平屋島、伊是名島、具志川島、野
甫島、屋奈葉島、古宇利島、伊江島、瀬底島、
面那島、伊計島、宮城島、平安座島、浜島、津
堅島、久高島、前島、黒島、渡嘉敷島、座間味
島、屋加比島、阿嘉島、慶留間島、久場島、渡
名喜島、栗国島、鳥島、久米島、奥武島、大葉
島、池間島、大神島、来間島、水納島、多良間

島、竹富島、嘉弥真島、小浜島、黒島、新城島、西表島、内離島、外離島、沖神島、鳩間島、波照間島、大東島、魚釣島及与那国島

勅令第五十四号

第七七二五号〔明42・3・30〕

島庁ヲ置ク島地左ノ通指定ス

(別表)

沖繩県	八重山島庁	八重山郡
	(略)	
庁名	島	庁管轄区域

附則

本令八明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 明治二十九年勅令第十四号八之ヲ廃止ス

勅令第二百六十六号

第七九〇一号〔明42・10・23〕

稅務署官制中左ノ通改正ス

第二条 (略)

附則

本令八明治四十二年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

稅務署名稱及管轄区域表			
鹿兒島	沖繩	八重山	八重山郡
(略)			
稅務監督局名	庁府県	稅務署名	管轄区域

勅令第九十二号

第八三三五号〔明44・4・8〕

地租條例第十二条第二項ノ規定ニ依ル地租ノ特別納期左ノ如シ

(略)

沖繩県

那覇区 (略)

宮古郡、八重山郡

宮古郡平良村字

監川、仲筋、水納 翌年五月一日ヨリ

八重山郡八重山村 同七月三十一日限

字波照間、与那国 地租額全部

其ノ他ノ地方 (略)

附則

本令八明治四十四年分地租ヨリ之ヲ適用ス〔後略〕

◇省令

海軍省令第八十二号

第九二〇号〔明19・7・26〕

閣令第十四号内国旅費規則省令第七十一号同第七十二号内国旅費規則ニ依リ支給スル汽船賃ハ左表ノ里敷ニ依リ其給額ヲ算定ス

明治十九年七月二十六日 海軍大臣伯爵大山巖

第一から第三十一 (略)

第三十二

				鹿兒島ヨリ石垣ニ到ル航路
			鹿兒島	
		名瀬	202	
	那覇	176	373	
石八重山	242	418	615	

第三十三から題三十四 (略)
第三十五

		沖繩県下海島航路
那覇	運天港	
44	久米島	
49	宮古島	
187	地下間	
21	慶良間切	
284	与那国島	
212	大東島	

通信省令第二十七号

第四二二八号〔明30・8・5〕

明治三十年勅令第二百五十号千島国後島、同国択捉島、大隅国大島、琉球国八重山島ニ設置スル二等郵便及電信局職員月手当金給与細則ハ明治二十四年通信省令第七号在外国本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手当金給与細則ニ依ル

明治三十年八月五日 通信大臣 子爵野村靖

通信省令第二十号

第五三二二号〔明34・4・4〕

千島国国後島、同国択捉島、大隅国大島、琉球国八重山島ニ設置スル二等郵便及電信局職員在勤月手当

給与細則左ノ通相定ム

明治三十四年四月四日 逋信大臣 原敬

千島国後島、同国択捉島、大隅国大島、琉球国
八重山島ニ設置スル二等郵便及電信局職員在勤月
手当給与細則

第一条 千島国後島、同国択捉島、大隅国大島、

琉球国八重山島ニ設置スル二等郵便及電信
局職員在勤月手当八任地到着ノ翌日ヨリ之
ヲ給ス但シ在勤スヘキ地ニ於テ新タニ任命
セラレタル者ハ旧命令到達ノ日ヨリ之ヲ給
ス転任転勤ヨ命セラレタル者ニハ任地出發
ノ前日マテ旧ニ依リ之ヲ給ス但シ命令到達
ノ日ヨリ出發前日マテ二十五日ヲ超ユルト
キハ十五日間ニ限り之ヲ給ス

特別ノ命令アルトキ又ハ止ムヲ得サル事故
ノ為メ逋信大臣ノ許可ヲ得テ滞留スル者ハ
前項但シ書ノ期限ニ拘ラス其ノ命令ノ期間
又ハ許可ヲ得タル仍之ヲ給ス

他庁へ転任シタル者ニハ事務引継濟ノ当日
マテ之ヲ給ス

第二条

退官休職ヲ命セラレ又ハ死亡シタル者ノ在
勤手当ハ其ノ当月分ノ全額ヲ給ス

退職休職ヲ命セラレタル者事務引継殘務調

理ノ為メ特ニ命ヲ承ケ翌月ニ涉リ公務ニ從

事スルトキハ其ノ翌月以降ハ日割ヲ以テ事
務引継殘務調理濟ノ当日マテ之ヲ給ス

第三条

局長ノ代理ヲ命セラレタル者ニハ其ノ任命
ノ命令到達ノ日ヨリ解職ノ命令到達ノ当日
マテ局長ノ受クヘキ在勤手当ヲ給ス

第四条

病氣又ハ私事ノ故障ニ由リ執務セサル場合
ニ於ケル在勤月手当ノ給与方ハ高等官官等
俸給令第十八条ノ例ニ準ス

第五条

在勤月手当ハ毎月文官俸給支給定日ニ之ヲ
給ス

新任転任転勤退官休職又ハ死亡ノ場合ニ於
テハ前項支給期日ニ拘ラス之ヲ給ス但シ在
勤月手当全額ヲ支給スヘカラサル者ニ對シ
テハ日割ヲ以テ計算ス

第六条

在勤月手当ニ異動ヲ生スルトキハ本令中
別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外命令到達ノ
日ノ翌日ヨリ計算ス

第七条

在勤月手当ノ日割計算方ハ其ノ月ノ現日數
ニ依リ厘位未滿ハ切捨トス

附則

第八条

本令ノ規定ハ明治三十四年三月三十一日分
ヨリ之ヲ適用ス

内務省令第三十号

第七三五二号 (明40・12・28)

冲縄県及島嶼町村制八明治四十一年四月一日ヨリ之
ヲ東京府大島二同年十月一日ヨリ之ヲ同府八丈島二
施行ス

明治四十年十二月二十八日 内務大臣 原敬

司法省令第十三号

第五〇二七号 (明33・4・9)

明三十三年勅令第七十七号ニ抛リ月手当ヲ給与スヘ
キ場所及給与細則左ノ通り相定ム

明治三十三年四月九日 司法大臣 清浦奎吾

島嶼在勤者月手当給与細則

第一条 月手当八別表ニ抛リ左ノ島嶼ニ在勤スル

者ニ之ヲ給ス

千島国 国後島 択捉島

伊豆国 大島 新島 神津島 三宅島

八丈島 青ヶ島

琉球国 宮古島 八重山島

小笠原島 父島 母島

第二条 新ニ赴任ノモノハ住所ヘ到達ノ翌日ヨリ

支給ス

第三条 前条ノ外手当支給ニ関シテハ各俸給支給

ノ例ニ依ル

(別表)

判事	拾円
検事	拾円
裁判所書記	六円
雇員	五円

司法省令第九号

第六八七一号 (明39・5・28)

那覇地方裁判所管内ニ左記甲号表ニ掲クル区裁判所
出張所ヲ置キ明治二十六年司法省令第十号登記管轄
区域表中宮崎地方裁判所欄ノ次ニ乙号表ノ一欄ヲ追
加ス

本令八明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年五月二十八日 司法大臣 松田正久

甲号 (略)

乙号

那覇	八重山	渡久地	琉球	八重山郡	地方裁判所	管轄
					区裁判所	
(略)						

司法省令第十号

第六八七六号 (明39・6・2)

明治三十三年司法省令第十三号中左ノ通り改正ス
 島嶼在勤者手当給与細則第一条中「琉球国宮古島、
 八重山島」ノ下ニ「久米島」ヲ加フ
 明治三十九年六月二日 司法大臣 松田正久

司法省令第十五号

第七八一三号 (明42・7・12)

公証人法第十条第二項ニ依リ公証人ノ定員左表ノ通相
 定ム
 本令ハ公証人法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 明治四十二年七月十二日 司法大臣 子爵岡部長蔵

公証人定員表

地方裁判所	区裁判所	定員
(略)		
那 覇	八重山	一

正誤 (略)

大蔵省令第十四号

第四七四〇号 (明32・4・24)

左ノ各地ニ税関監視署ヲ設置ス但新設税関監視署ハ

漸次之ヲ開庁ス

本令ハ明治三十二年四月二十五日ヨリ施行ス

明治三十二年四月二十四日 大蔵大臣 伯爵松方正義

(略)

琉球国八重山 八重山税関監視署

大蔵省令第十五号

第四七四一号 (明32・4・25)

専売局出張所名称位置左ノ通相定ム

明治三十二年四月二十五日 大蔵大臣 伯爵松方正義

専売局出張所名称位置

専売局及専買支局	専売局出張所	同上位置
(略)		
鹿児島専買支局	八重山出張所	沖縄県八重山郡大浜間切登野城村

大蔵省令第六号

第五〇一九号 (明33・3・29)

専売支局管轄区域左ノ通改正シ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

明治三十三年三月二十九日 大蔵大臣 伯爵松方正義

大藏省令第七号

第五〇一九号 (明33・3・29)

専売局出張所名称位置左ノ通改正シ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

明治三十三年三月二十九日 大藏大臣 伯爵松方正義
専売局出張所名称位置

鹿兒島専売支局	八重山出張所	沖繩県八重山郡大浜間切登野城村
専売局及専売支局	出張所名称	同上位置
(略)		

大藏省令第三十五号

第五二二二二号 (明33・12・8)

明治三十二年本省令第十四号中左ノ通改正ス
明治三十三年十二月八日 大藏大臣 子爵渡辺国武

(略)

八重山税関監視署ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

羽後国土崎港 土崎税関監視署

(略)

大藏省令第五号

第五六一五号 (明35・3・27)

明治三十五年勅令第五十三号ニ拠リ月手当ヲ給与スヘキ場所及給与細則左ノ通相定ム

明治三十五年三月二十七日 大藏大臣男爵曾禰荒助
島嶼在勤者月手当給与細則

第一条 月手当ハ別表ニ拠リ左ノ島嶼ニ在勤スル者

ニ之ヲ給ス

千島国 択捉島 琉球国 宮古島 八重山

島 伊豆国 小笠原島

第二条 新ニ赴任ノモノハ住所ヘ到達ノ翌日ヨリ支給ス

給ス

第三条 兼務者ニ八月手当ヲ給セス

第四条 前条ノ外手当支給ニ関シテハ各俸給支給ノ

例ニ依ル

(別表)

税務属	六円
技手	六円
雇員	五円

大藏省令第二十四号

第五八〇〇号 [明35・11・1]

専売支局出張所名称位置左ノ通改正シ明治三十五年十一月五日ヨリ施行ス

明治三十五年十一月一日 大藏大臣 男爵曾禰荒助
専売支局出張所名称位置

専売支局名称	出張所名称	同上位置
鹿兒島専買支局	八重山出張所	沖繩県八重山郡大浜間切登野城村

大藏省令第三十号

第五八一六号 [明35・11・21]

葉煙草専売法第五条ニ基キ東京専売支局外十九支局管内ニ於ケル明治三十六年葉煙草ノ耕作段別左ノ通之ヲ定ム

明治三十五年十一月二十一日 大藏大臣男爵曾禰荒助

管轄専売支局	地		名	葉煙草耕作段別
	沖繩	八重山		
	庁	郡	市町村	五十六町歩以内

大藏省令第三十号

第六〇九九号 [明36・10・29]

葉煙草専売法第五条ニ基キ東京専売支局外十九支局管内ニ於ケル明治三十七年葉煙草ノ耕作段別左ノ通之ヲ定ム

明治三十六年十月二十九日 大藏大臣 男爵曾禰荒助

管轄専売支局	地		名	葉煙草耕作段別
鹿兒島	沖繩	八重山		
	庁	郡	市町村	

大藏省令第十八号

第六二六八号 [明37・5・25]

葉煙草収納所出張所名称位置左ノ通之ヲ定メ明治三十七年六月一日ヨリ施行ス

明治三十七年五月二十五日 大藏大臣 男爵曾禰荒助
葉煙草収納所出張所名称位置

葉煙草収納所名称	出張所名称	同上位置
鹿兒島	八重山	沖繩県八重山郡
葉煙草収納所	出張所	大浜間切登野城村

大藏省令第四十五号

第六四四六号 (明37・12・23)

煙草専売法第六條二基キ東京葉煙草収納所外十九収納所管内ニ於ケル明治三十八年煙草耕作段別左ノ通之ヲ定ム

明治三十七年十二月二十三日 大藏大臣男爵曾禰荒助

管轄地 煙草収納所	地		名	葉煙草 耕作段別
	庁県	郡		
鹿兒島	沖繩県	八重山郡		五十六町歩以内

大藏省令第十八号

第六五一九号 (明38・3・28)

塩務局出張所ノ名称、位置及管轄区域左ノ通相定ム
明治三十八年三月二十九日 大藏大臣男爵曾禰荒助

塩務局名	塩務局出張所名	出張所位置	管轄区域
鹿兒島	八重山	同県八重山郡大浜間切	同八重山郡

大藏省令第四十九号

第六七〇九号 (明38・11・8)

煙草専売法第六條二基キ出水葉煙草収納所及鹿兒島葉煙草収納所管内ニ於ケル明治三十九年煙草耕作種類段別左ノ通之ヲ定ム

明治三十八年十一月八日 大藏大臣 男爵曾禰荒助

管轄葉煙草 収納所	地		名	種類 耕作段別
	道府県	郡区市		
鹿兒島葉煙草	沖繩県	八重山郡		沖繩百町歩以内

大藏省令第四十八号

第七〇二五号 (明39・11・28)

煙草専売局分工場、煙草収納所出張所及煙草製造製造所分工場名称位置左ノ通り之ヲ定メ明治三十九年十二月一日ヨリ施行ス

明治三十九年十一月二十八日 大藏大臣法學博士阪谷芳郎
煙草収納所出張所名称位置

煙草収納所名	名称	位置
鹿兒島煙草収納所	八重山	沖繩県八重山郡大浜間切登野城村

大藏省令第三十七号

第七二七四号 (明40・9・26)

専売局官制第十六条、第十七条ニ依リ専売局收納所管轄区域及専売局收納所出張所専売局製造所分工場名称位置左ノ通り之ヲ施行ス

明治四十年九月二十六日

大藏大臣 法学博士男爵阪谷芳朗

専売局收納所出張所名称位置

納所名	称	位	置
鹿兒島	八重山出張所	沖繩県八重山郡大浜間切	登野城村

大藏省令第四十号

第七二七六号 (明40・9・28)

煙草専売法第六条ニ依リ熊本外二煙草收納所管内ニ於ケル明治四十一年煙草耕作種類段別左ノ通之ヲ定ム

明治四十年九月二十八日

大藏大臣 法学博士男爵阪谷芳郎

管轄葉煙草收納所	地		種類
	郡	町村	
鹿兒島葉煙草	沖繩県	八重山郡	沖繩
鹿兒島葉煙草	沖繩県	八重山郡	五十六町
鹿兒島葉煙草	沖繩県	八重山郡	歩以内

大藏省令第九号

第七四二五号 (明41・3・31)

明治四十年九月大藏省令第三十七号中左ノ通改正ス
本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年十月大藏省令第四十六号ハ之ヲ廃止ス

明治四十一年三月三十一日 大藏大臣 松田正久

専売局收納所出張所名称位置中

(イ) 専売局鹿兒島收納所ノ欄八重山出張所ノ項ヲ削ル

大藏省令第四十三号

煙草専売法第六条ニ依リ専売局熊本收納所管内ノ一部並鹿兒島收納所管内ニ於ケル明治四十二年煙草耕作種類段別左ノ通之ヲ定ム

管轄葉煙草收納所	地		種類
	郡	町村	
鹿兒島	沖繩県	八重山郡	沖繩
鹿兒島	沖繩県	八重山郡	五十六町
鹿兒島	沖繩県	八重山郡	歩以内

大藏省令第十一号

第七七一七号 (明42・3・20)

専売局官制第十六条第十七条ニ依リ専売支局管轄区域竝専売局ノ出張所、工場、試験場、専売支局ノ出張所、専売局製造所ノ支所及専売官吏派出所名称位置左ノ通之ヲ定ム

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年九月大藏省令第三十七号、明治四十一年四月大藏省令第十一号ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

明治四十二年三月二十日 大藏大臣 侯爵桂太郎

専売官吏派出所名称位置(一)

専売支局名	名	称	位	置
鹿兒島	八重山	専売官	沖繩県八重山郡大浜間切	
吏派出所	所	登野城村		

大藏省令第三十八号

第七七八二号 (明42・6・5)

煙草専売法第六条ニ依リ鹿兒島専売支局管内ノ一部ニ於ケル明治四十三年煙草耕作種類段別左ノ通之ヲ定ム

明治四十二年六月五日

大藏大臣 侯爵桂太郎

管轄	支局	地		名	種類	
		道府県	郡区市		町村	耕作
鹿兒島	島	沖繩県	八重山	郡	沖繩	五十六町
専売支局					葉	歩以内

大藏省令第二十九号

第八〇八三号 (明43・6・3)

宅地地価修正法第六条第二項但書ニ依リ宅地賃貸価格調査委員ノ定数ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治四十三年六月三日 大藏大臣 侯爵桂太郎

八重山稅務署所轄内 四人

大藏省令第二号

第八五七二号 (明45・1・19)

明治四十二年三月大藏省令第十一号中左ノ通改正シ
明治四十五年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年一月十九日 大藏大臣 山本達雄

専売官吏派出所名称位置(一)中

鹿兒島専売支局ノ欄、八重山専売官吏派出所ノ項「沖繩県八重山郡大浜村」ヲ「沖繩県八重山郡登野城」ニ改ム

◇訓令

海軍省訓令第六十二号

第一一七九号〔明20・6・6〕

海軍一殿

新艦二命名セラル、コト左ノ如シ

但命名式相済マテノ間八仮名ト心得ヘシ

明治二十年六月六日

海軍次官子爵樺山資紀

第一報知艦 横須賀造船所ニ於テ建造 八重山^{ヤエヤマ}

◇告示

大蔵省告示第六号

第四九九八号〔明33・3・3〕

明治三十三年三月三日 大蔵大臣 伯爵松方正義

明治三十年大蔵省告示第七十三号金庫位置及出納区

域表中本年四月一日ヨリ左ノ通り中央金庫欄内杉戸

支金庫ノ次へ追加シ及那覇本金庫欄ヲ改正ス

中央金庫及 本金庫名	位置	区域	支金 庫名	位置	区域
那覇	那覇	沖繩県	八重山	八重山郡	八重 山郡
東村管内	東村管内	管内	大浜間切	山郡	

大蔵省告示第九十五号

第六一四号〔明36・11・17〕

那覇本金庫所屬八重山支金庫本月二十日沖繩県八重

山郡大浜間切登野城村へ移ス

明治三十六年十一月十七日 大蔵大臣 男爵曾禰荒助

大蔵省告示第九十一号

第六五二三号〔明38・4・1〕

塩務局及出張所ヲ左ノ場所ニ開庁ス

明治三十八年四月一日 大蔵大臣 男爵曾禰荒助

鹿兒島塩務局所屬 沖繩県八重山郡大浜間切

八重山稅務署内

大蔵省告示第七百三十六号

第六八八一号 (明39・6・8)

国債事務取扱店ノ位置及名称左ノ如シ

明治三十九年六月八日 大蔵大臣 法学博士阪谷芳郎

那 覇 代 理 店	沖 縄	八 重 山	八 重 山 郡 大 浜
株式会社第四百七銀行	繩 間	八 重 山	間 切 登 野 城 村
沖繩支店那覇区字東	県		

大蔵省告示第八百二十号

第六九三三号 (明39・8・8)

明治三十九年八月十日那覇本金庫所属八重山支金庫

ヲ沖繩県八重山郡大浜間切大川村ニ移ス

明治三十九年八月八日 大蔵大臣 法学博士阪谷芳郎

大蔵省告示第六十八号

第八六七二号 (明45・5・18)

明治四十二年四月大蔵省令第二十七号煙草売捌規則

第十条ノ煙草元売捌人等級、割引歩合同第十六条ニ

依ル制限額及同第一条ノ特定価格左ノ通相定メ告示

ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年五月十八日

大蔵大臣 山本達雄

第一条 煙草元売捌人ハ専売局長官ノ指定シタル別表

営業区域ノ等級ニ依リ其ノ等級ヲ区分ス

第二条 煙草売捌規則第十条ニ依ル割引歩合及同規則

第十六条ニ依ル制限額左ノ如シ

煙草元売 割引歩合 制限額

捌人等級

第一級 定価ノ千分ノ百二十五定価ノ千分ノ八百九十

第二級 同 百三十 同

第三級 同 百三十五 同

第四級 同 百四十 同

第五級 同 百四十五 同

第六級 同 百五十 同

第三条 輸入製造煙草及専売局製造葉巻煙草並両切紙

巻煙草中ナイル、アルマハ煙草元売捌人ノ等級ニ拘

ハラス左ノ割引歩合及制限額ニ依ル

種 類 割引歩合 制限額

輸入葉巻煙草及専売

局製造葉巻煙草ニシ 定価ノ千分ノ 定価ノ千分ノ

テ百本ノ定価八円以 二百三十 八百十

上ノモノ

輸入葉卷煙草及専売局製造葉卷煙草ニシテ百本ノ定価八円未満ノモノ並葉卷煙草以外ノ輸入製造煙草

同	百八十	同	八百六十
---	-----	---	------

専売局製造兩切紙巻煙草ナイル、アルマ

同	百八十	同	八百六十
---	-----	---	------

第四条 煙草売捌規則第一条第三項ニ依リ政府力直接消費者ニ売渡ス煙草ノ価格ハ定価ノ千分ノ八百七十五トシ前条ノ煙草ヲ直接煙草小売人ニ売渡ス価格ハ其ノ制限額トス

別表

第六級

一二 沖繩県八重山郡

内務省告示第三十一号

第四一二〇号〔明30・3・31〕

明治三十年勅令第五十六号沖繩県間切島吏員規程ニ依リ置ク間切長ノ事務所ハ間切役場間切名ヲ冠ス島長ノ事務所ハ島役場島名ヲ冠スト称ス

明治三十年三月三十一日 内務大臣 伯爵樺山資紀

文部省告示第二十一号

第四〇三二号〔明29・12・5〕

鹿児島県下大島郡伊津部村ニ測候所ヲ置キ中央気象台大島測候所ト称シ沖繩県下八重山郡大浜間切登野城村ニ測候所ヲ置キ中央気象台石垣島測候所ト称シ
明治二十九年十二月五日ヨリ開始ス

明治二十九年十二月五日 文部大臣 侯爵蜂須賀茂昭

陸軍省告示第十号

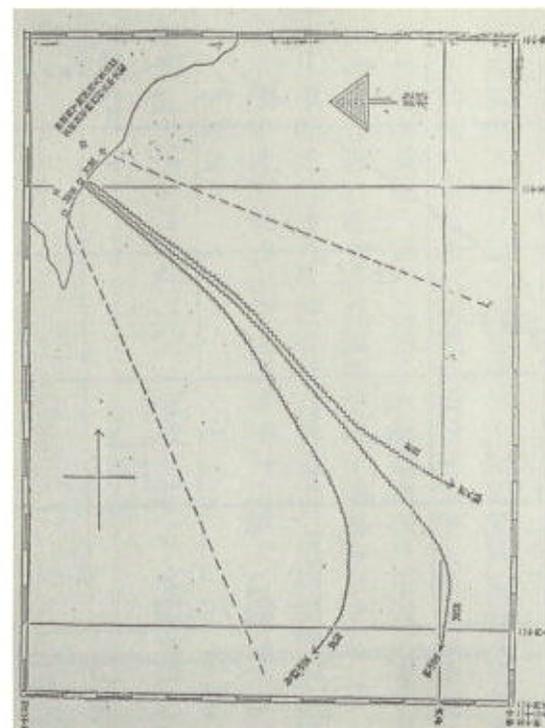
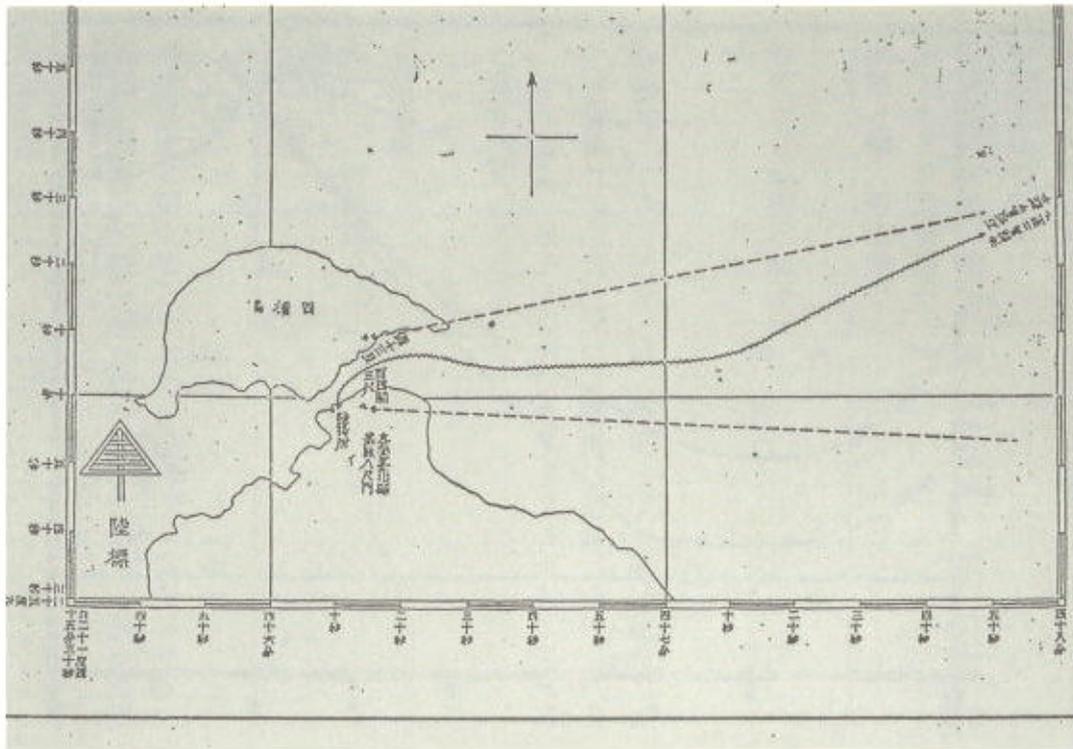
第四二〇四号〔明30・7・8〕

沖繩県下琉球国中頭郡読谷山間切渡具知村ヨリ同県下同国八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎ヲ経テ台湾台北県基隆八尺門ニ至ル水底電信線ハ左図ノ通り線条ノ左右ニ於ケル点線内ヲ以テ該線路ト定ム

但明治二十九年陸軍省告示第十七号沖繩県下琉球国中頭郡読谷山間切渡具知村ニ属スル図面ハ本図ノ如ク改正ス

明治三十年七月八日

陸軍大臣 子爵高島勲之助



陸軍省告示第十三号

第四二四六号 (明30・8・26)

沖縄県下琉球国八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎ヨリ同県下同国同郡大浜間切西表字外離島ムタニ至ル水底電信線ハ左図ノ通線条ノ左右ニ於ケル点線内ヲ以テ該線路卜定ム

但明治三十年陸軍省告示第十一号沖縄県下琉球国八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎ニ属スル図面ハ本図ノ如ク改正ス

明治三十年八月二十六日

陸軍大臣子爵高島鞞之助

陸軍省告示第十五号参照

第四二五〇号〔明30・8・31〕

明治二十九年十一月十七日二陸軍省告示第十七号ハ鹿兒島県下大隅国南大隅郡小根占村大字山本ノ内大浜ヨリ同県下大隅国大島郡西古見村ヲ經テ沖繩県下琉球国中頭郡読谷山間切渡具知村ニ至ル及鹿兒島県下大隅国南大隅郡小根占村大字山本ノ内大浜ヨリ同県下大隅国熊毛郡北種子村大字西ノ表ノ内西浜伏ヲ經テ同県下大隅国馭謨郡上屋久村大字宮ノ浦ノ内田尻ニ至ル水底電信線路ノ件、同三十年七月八日陸軍省告示第十一号ハ沖繩県下琉球国中頭郡読谷山間切渡具知村ヨリ同県下同国八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎ヲ經テ台湾台北県基隆八尺門ニ至ル水底電信線路ノ件、同年八月二十六日陸軍省告示第十三号ハ沖繩県下琉球国八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎ヨリ同県下同国同郡大浜間切西表字外離島ムタニ至ル水底電信略ノ件同日同第十四号ハ鹿兒島県下大隈国大島郡西古見村ヨリ同県下同国同郡徳之島花徳村字前里久及同県下同国同郡徳之島龜徳村字前晴ヲ經テ同県下同国同郡沖永良部島手々知名村字アイタニ至ル水底電信線路ノ件ナリ

通信省告示第二百三十二号

第四二五〇号〔明30・8・31〕

本月三十一日限り左ノ通信所ニ於ケル公衆電報ノ取扱ヲ廃止ス

明治三十年八月三十一日 通信大臣 子爵野村靖

琉球国八重山郡八重山通信所

通信省告示第二百三十四号

第四二五〇号〔明30・8・31〕

来九月一日ヨリ大浜、久慈、八重山ノ各地ニ等電信局ヲ設置ス其位置名称左ノ如シ

明治三十年八月三十一日 通信大臣 子爵野村靖

(位置)

(名称)

琉球国八重山郡八重山 八重山電信局
山島大浜間切大川村

通信省告示第一百十二号

第三八六八号〔明29・5・23〕

本年七月一日ヨリ左ノ郵便電信局郵便局ニ於テ小包郵便ヲ取扱ハシム

明治二十九年五月二十三日 通信大臣 白根專一

(国名)

(局名)

琉球 八重山島

通信省告示第百八十二号

第四二〇四号〔明30・7・8〕

本年勅令第二百三十一号ニ依リ本月十六日ヨリ琉球国八重山郡八重山通信所ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス
明治三十年七月八日
通信大臣 子爵野村靖

通信省告示第百八十八号

第四二七六号〔明30・10・1〕

本月十六日ヨリ左ノ郵便電信局及郵便局ニ於テ電信為替事務ヲ開始ス
明治三十年十月一日
通信大臣 子爵野村靖
琉球国八重山郡八重山島郵便局

通信省告示第百七十三号

第四七八三号〔明32・6・13〕

本月十六日ヨリ琉球国八重山郡西表島二三等電信局ヲ設置シ西表島電信局ト称ス
但左記ノ電報ハ之ヲ取扱ハス

明治三十二年六月十三日 通信大臣 子爵芳川顕正

一 万国電信条約ニ拠リ取扱フヘキ電報

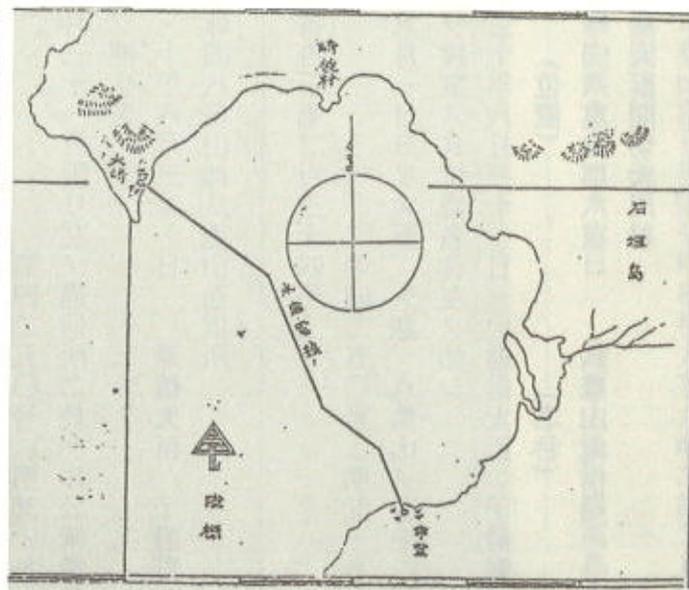
一 欧文電報若クハ欧字又ハ亞刺比亞数字ヲ記入シタ

ル和文電報

通信省告示第百一十三号

第五三五三号〔明34・5・10〕

一 琉球国八重山郡石垣間切新川村字幸堂水底電線陸揚地ヨリ同国郡石垣間切崎枝村大字大崎水底電線陸揚地間幸堂陸揚地ヨリ沖五百間迄線条ノ左右各七十間以内夫ヨリ大崎陸揚地迄線条ノ左右各百間以内



通信省告示第百七十四号

第六五二四号 [明38・4・4]

別表二指定スル通信官署ノ経費ハ明治三十八年三月勅令第六十二号通信官署経費渡切規則ニ依リ各表末ニ指定スル所ノ区別ニ従ヒ渡切ヲ以テ当該局所長ニ交付ス

明治三十八年四月四日 通信大臣 大浦兼武

(別表) 第一号表

指定通信官署
鹿児島郵便局管轄 八重山郵便局

通信省告示第二百二十三号

第七一二三号 [明40・4・1]

別表二指定スル通信官署ノ経費ハ明治三十八年三月勅令第六十二号通信官署経費渡切規則ニ依リ各表末ニ指定スル所ノ区別ニ従ヒ渡切ヲ以テ当該局所長ニ交付ス

明治四十年四月一日 通信大臣 山縣伊三郎

(別表) 第一号表

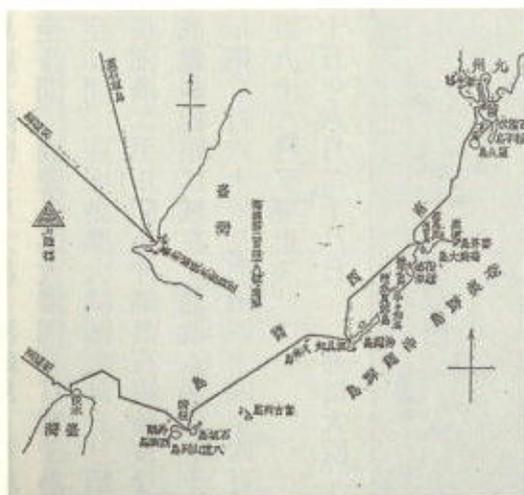
指定通信官署
鹿児島郵便局管轄 八重山郵便局

通信省告示第四百九十六号

第八三四七号 [明44・4・22]

沖縄県下琉球国八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎ヲ經テ台湾台北庁基隆八尺門ニ至ル海底電線ノ台湾方面陸揚地ヲ左図ノ通變更シ線路区域ヲ左ノ通定ム
明治三十年九月通信省告示第二百六十号中「台湾台北県基隆八尺門ニ至ル間」ノ十四字ヲ削ル

明治四十四年四月二十二日 通信大臣 男爵後藤新平
一 台湾台北庁淡水沙崙庄ヨリ沖合百間迄ハ線条ノ左右各三十間以内夫ヨリ沖合三海里迄ハ線条ノ左右各二百間以内
海図第一号卜同形



通信省告示第四百五十九号

第八〇二六号 (明43・3・29)

来四月一日ヨリ明治四十年四月逓信省告示第二百二十三号別表左ノ通改正ス

明治四十三年三月二十九日 逓信大臣 男爵後藤新平

(別表) 第一号表 指定通信官署

八重山郵便局

逓信省告示第五百四十五号

第八六九一号 (明45・6・10)

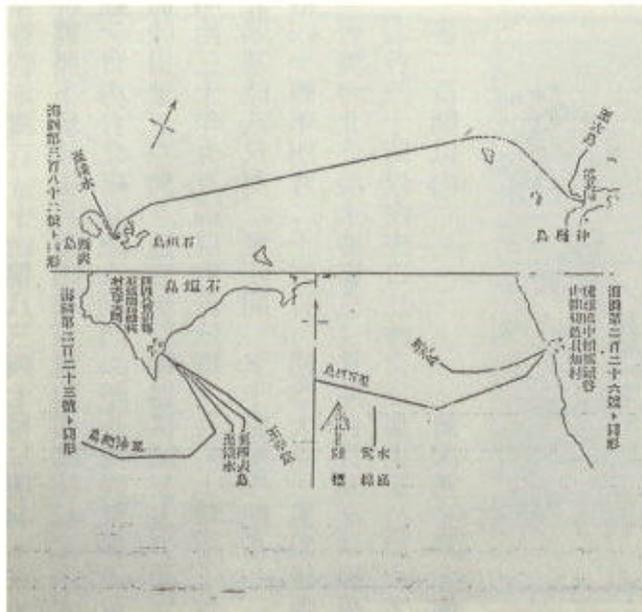
琉球国八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎ヨリ同国同郡石垣間切新川村字幸堂ニ至ル水底電線路ヲ変更シタルニ依リ明治三十四年五月逓信省告示第二百十三号中崎枝幸堂間水底電線線路図ヲ左ノ通改ム
明治四十五年六月十日 逓信大臣 伯爵林董

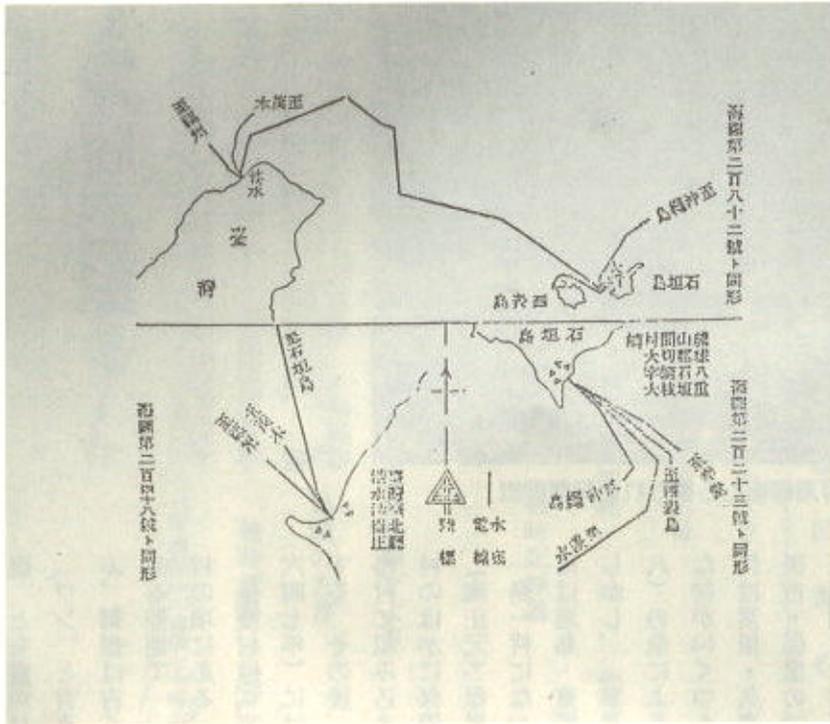


逓信省告示第六百二十一号

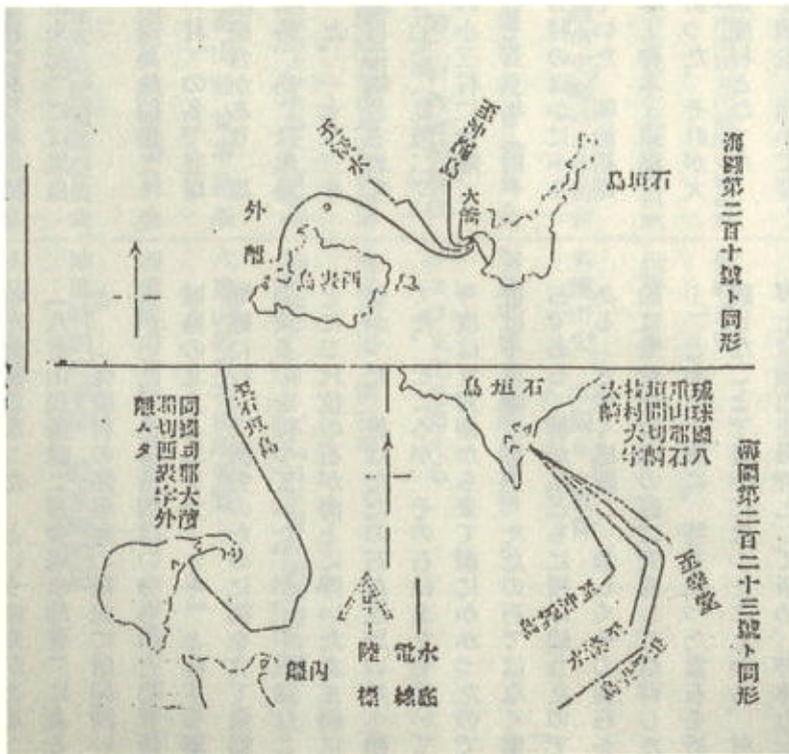
第八七〇七号 (明45・6・28)

鹿児島県大隈国ヨリ大島、沖繩島、石垣島ヲ経テ台湾ニ至ル間、鹿児島県大隈国ヨリ種子島ヨリ経テ屋久島ニ至ル間、鹿児島県大隈国大島ヨリ徳之島ヲ経テ沖永良部島ニ至ル間及沖繩県石垣島ヨリ西表島ニ至ル水底電線線路区域左ノ通改ム明治三十年九月逓信省告示第二百六十号及明治四十四年四月逓信省告示第四百九十六号ヲ廃止ス
明治四十五年六月二十八日 逓信大臣 伯爵林董





一琉球国八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎下台湾台北岸淡水沙崙庄間左図ノ通大崎陸揚地ヨリ線条二沿ヒ沖合五海里迄八線条ノ左右各百間以内沙崙庄陸揚地ヨリ線条二沿ヒ沖合百間迄八線条ノ左右各三十間以内夫ヨリ沖合三海里迄八線条ノ左右各二



百間以内
一琉球国八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎下同国同郡大浜間切西表字外離△夕間左図ノ通線条ノ左右各百間以内

保慶御嶽

八重山諸島の御嶽名及び同由来を記す

『琉球国由来記』巻二十一（一七二三年）には、「フカイ御嶽」と記される。一般的に保慶御嶽と表記されるが、『浮海御



フカイ御嶽、浮海御嶽とも書かれる保慶御嶽

嶽」とも書かれたりする。島では御嶽を「ワン」と言うことから、フキワンと呼ぶ。御嶽は古くから保慶村にあった由緒ある聖地で、『琉球国由来記』には黒島村の項にある。

保慶村は、『宮古八重山両島絵図帳』（一六四七年）には「ふかい村」の名で登場する。その後、村落の統廃合があり、黒島村に組み込まれた。当時、島には黒島村のほか保里村があった。一七二三年（雍正元）、保里村は黒島村に統合されて一島一村になった。一七三七年（乾隆二）には黒島・東筋・保里の小三村に分離。しかし、『参遺状』の一七五三年（同一八）の条によると、三カ村のほかに小さな村がいくつも散在していた。明治初期には宮里・久喜（保慶）・仲本・東筋・伊古・保里の六カ村があった。それが大正初期になって保慶村が廃村となった。御嶽は廃村と併行して消失、僅かに拝殿、イビの跡が残り、往時の面影を微かに止めているだけである。今では鳥居に掲げられていた「浮海御嶽」と書かれたコンクリート板の嶽名が嶽跡内に転がる。

保慶御嶽には、海の石が霊石となり、これを御嶽に安置し祈願したところ農作物が豊穰になった、という由来がある。

『八重山民俗誌』（喜舎場永珣著）によると、「保慶村の銘里家の祖先に信仰深い人がいた。ある日彼はいつものとおり新城島の北方『ニシナーシキ』と称する珊瑚礁に行つて漁労のために網を立て魚群の来るのを待っていた。が、不思議なことに二尺位の石が海上に浮いたまま網にかかった。彼はただの石だと思い外へ捨てた。ところが、その石はまたも浮いて今度は反対側から来て網にかかった。彼は不思議に思い、ただの石ではなく霊石である。神が私どもに授け給うたのである、と深く感謝し、恭しくその霊石を船に乗せ、自宅の庭に安置して信仰した。』とある。後に、持ち帰った霊石を祈願したことで豊作になったことから、村びとは霊石を農神として崇め、神体として御嶽を創建した、といわれる。

神名「阿宇慶山」、イビ名「エラヒヲタイ神」。トウニムトウは銘里家。御嶽は亜熱帯常緑樹の中にひっそりと佇む。

収蔵図書紹介

受贈図書紹介

多数の個人、関係機関等から
寄贈を受けております。あ
わせてお礼申し上げます。

寄贈者御芳名	受贈図書名
沖縄県公文書館史料編集室	CAMP SUSUPE
沖縄県公文書館史料編集室	沖縄県史たより第13号
沖縄県公文書館史料編集室	空から見た昔の沖縄
玉城村史編集事務局	玉城村史第六巻 戦時記録編
ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり第15号
ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館たより
城間字誌編集委員会	城間字誌第三巻 城間の方言
糸満市教育委員会	糸満市史資料編7 戦時資料 上巻
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会	記録遺産を守るために―公文書館法の意義と今後の課題
北中城村史編集委員会	北中城村史 上
北中城村史編集委員会	北中城村史 下
那覇市市民文化歴史資料室	那覇市世界遺産周辺整備事業―石碑復元調査報告書
浦添市教育委員会	浦添市立図書館紀要 第15号
野国総官甘藷在来四〇年実行委員会	甘藷と野国総官
那覇市市民文化歴史資料室	那覇市史
那覇市市民文化歴史資料室	氏集 首里 那覇
名護市史編さん委員会	名護市史 本編6 教育
名護市教育委員会	羽地寄留士族関連資料
今帰仁村教育委員会	グスク文化を考える
沖縄国際大学南島文化研究所	南島文化 第25号
沖縄国際大学南島文化研究所	地域研究シリーズNo31石垣島調査報告書(1)
八重山教育事務所	八重山教育事務所要覧
西原町教育委員会	西原町の自然と動物・人・と自然の関わり
草薙隊戦記編纂委員会	神風特別攻撃隊 草薙隊戦記
琉球大学附属図書館	びぶりお第14号
石垣市立八重山博物館	古文書にみる西表島の史跡見学

業務日誌

◆二〇〇四年(平成一六)

八月五日

・松島泰勝(東海大学教授)氏、島々に関する各種資料収集のため来室。

八月九日

・「町史だより」第26号編集。波照間島の歴史・伝説考(四)の文字入力及び目次設定。

八月一三日

・第十巻資料編「近代1—竹富島喜宝院蒐集館文書」収録の「村日記」校正作業継続。

八月一八日

・永岡久美子(大学共同利用機関法人・人間文化研究機構総合地球環境学研究所西表分室職員)氏、西表島関係の資料収集のため来室。

・「町史だより」第26号編集。「聖地めぐり」、「写真にみるわが町」、「新聞で知る町の今昔」、「文化財探訪」の原稿執筆。

八月二〇日

・第十一巻資料編「新聞集成VI」搬入。美崎運輸倉庫へ収納。

八月二五日

・「町史だより」第26号収録の全原稿筆耕完了。

八月二六日

・「島々編」編集。鳩間島の人口動態表作成。

・第十一巻資料編「新聞集成VI」発刊の記者会見。八重山毎日新聞、八重山日報、石垣ケーブルテレビの記者出席。

八月三〇日

・大浜康宏(伊志嶺設計)氏、竹富島の新里村遺跡の資料収集のため来室。

九月一日

・「町史だより」第26号印刷製本契約を(有)八島印刷と締結。併せて入稿。

九月二日

・第六巻鳩間島編専門部会委員への委嘱状交付並びに第一回専門部会及び島民との情報交換会開催。(於…鳩間コミュニティセンター)三日まで。

九月六日

・「町史だより」第26号初校、(有)八島印刷より届く。

・黒島の近世、近代、現代の人口動態表作成。

・第十巻資料編「近代1」収録の「村日記」校正。

九月七日

・第十巻資料編「近代1」収録の「報告綴」校正。

九月八日

・増田昭子(立教大学非常勤)氏、西表島、黒島に関する統計資料収集のため来室。九日まで。

九月九日

・里井洋一(町史編集委員)から竹富町史第十一巻「新聞集成I」のCD-ROM寄贈。

九月一三日

- ・第十卷資料編「近代1」収録「村日記」の語注抽出及び執筆者決定。

九月一四日

- ・第十卷資料編「近代1」収録「間切島会二関スル書類」の語注抽出
- ・増田昭子（立教大学非常勤）、小林大介（大学院生）両氏、黒島関係の資料収集のため来室。
- ・鳥山淳（沖縄大学非常勤講師）、一九五〇年代における八重山から沖縄本島への出稼ぎ資料確認のため来室。

九月二二日

- ・増田昭子（立教大学非常勤）、小林大介両氏、西表島及び黒島関係の資料収集のため来室。

一〇月四日

- ・名島弥生（慶応大学大学院）来室し、網取遺跡の研究資料を寄贈。

一〇月五日

- ・「町史だより」第26号、(有)八島印刷より納本。石垣市史編集課、市立図書館等へ配付。

一〇月六日

- ・第十卷資料編「近代1」収録「間切島会二関スル書類」の語注作成。

一〇月八日

- ・第十卷資料編「近代1」印刷製本の指名競争入札。六社参加。

グローバル企画印刷株式会社が三回目で落札。

一〇月一三日

- ・アマンダ・スチンカム（法政大学沖縄文化研究所特別研究員）、竹富島に関する資料収集のため来室。

一〇月一四日

- ・第十卷資料編「近代1」収録「間切島会二関スル書類」の語注作成完了。

一〇月一五日

- ・第十卷資料編「近代1」収録「報告綴」語注作成に着手。

一〇月一八日

- ・第十卷資料編「近代1」収録「報告綴」語注作成完了。

一〇月二〇日

- ・第十卷資料編「近代1」に収録する「竹富島喜宝院蒐集館文書」の「村日記」、「間切島会二関スル書類」、「報告綴」、「金銭及契約二関スル諸証書」、「人頭税領収証綴」の翻刻資料をグローバル企画印刷株式会社へ送付。口絵写真を選択。

一〇月二一日

- ・第十卷資料編「近代1」目次設定。
- ・第八巻「西表島編」総項目設定及び資料収集。

一〇月二六日

- ・第十卷資料編「近代1」収録の口絵写真に使用する古文書の翻刻。

- ・西表島の歴史的な人口動態表作成。

一〇月二七日

・沖繩県地域史協議会二〇〇四年度第二回研修会、石垣市立図書館で開会。

・(有) 榕樹書林の武石和実社長、アウエハント・静子両氏、写真集「波照間」紹介のため来室。

一〇月二八日

・沖繩県地域史協議会二〇〇四年度第二回研修会、登野城村の史跡巡見。

一〇月二九日

・沖繩県地域史協議会二〇〇四年度第二回研修会閉会。

・石垣金星氏から松茂氏家譜二冊等を寄贈。

十一月一日

・前盛弘吉氏、祖平字根の碑建立についての報告及び「椰子の実―我が半生の記―」を寄贈のため来室。

十一月四日

・平良勝保氏、波照間島の近世資料収集のため来室。

十一月五日

・竹富島、黒島、鳩間島の歴史的人口動態表を作成。

十一月六日

・波照間島の歴史的人口動態表を作成。

十一月七日

・小浜島の歴史的人口動態表を作成。

・古堅廉太郎室長、小浜島の結願祭取材のため日帰り出張。

十一月八日

・新城島の歴史的人口動態表を作成。

・遠藤庄治氏(沖繩国際大学教授)、先に調査した各島の民話資料の取り扱いを確認するため来室。

十一月九日

・登野原武氏(町史編集委員)、第十巻資料編「近代Ⅰ」に収録する「報告綴」の意識文を作成し、町史編集室へ送付。

十一月二五日

・第十巻資料編「近代Ⅰ」に収録する「報告綴」意識文のパソコンへの文字入力を終え、グローバル企画印刷(株)へ原稿送付。

十一月三〇日

・八重山平和祈念資料館の千野佳子、金城晶美の両氏、「鉄田義司日記」の寄贈依頼及び同館企画展の協力依頼のため来室。

十二月二日

・「島じま編」の編集の一環として、「八重山島年来記」等の古文書から各島の掲載事項を抽出する作業開始。

十二月八日

・第十巻資料編「近代Ⅰ」収録の「人頭税領収証綴」翻刻文の校正作業開始。

十二月一〇日

・第十巻資料編「近代Ⅰ」収録の「村日記」翻刻文の校正作業開始。

十二月一三日

・第十巻資料編「近代Ⅰ」収録の「契約及金銭物品二関スル諸証書」翻刻文の校正作業開始。

二月四日

・登野原武委員より第十巻資料編「近代1」に収録する語注出稿。

二月二日

・西里喜行委員より第十巻資料編「近代1」に収録する語注出稿。

二月二日

・得能壽美氏より第十巻資料編「近代1」に収録する「村日記」の解題及び意訳文、「報告綴」の解題出稿。

二月二日

二月二日

・阿佐伊孫良委員より第十巻資料編「近代1」に収録する語注出稿。

二月二日

二月二日

・第十巻資料編「近代1」に収録する喜宝院蒐集館文書の原文確認のため竹富島へ日帰り出張。(通事主任)

二月二日

◆二〇〇五年(平成一七)

一月四日

・第十巻資料編「近代4」官報パソコン文字入力作業継続。

一月五日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「村日記」の意訳文パソコン文字入力。

一月六日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「村日記」意訳文の作成を終え、グローバル企画印刷(株)へ原稿送付。「村日記」の語注作成。

一月七日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「報告綴」、「村日記」の語注作成。

一月二日

・阿佐伊孫良委員より第十巻資料編「近代1」に収録する総説「喜宝院蒐集館文書と上勢頭亨翁」出稿。

・第十巻資料編「近代1」に収録する「報告綴」、「村日記」の語注作成。

一月二日

・阿佐伊孫良委員より第十巻資料編「近代1」に収録する総説「喜宝院蒐集館文書と上勢頭亨翁」出稿。

一月二日

・平田守氏(県平和祈念資料館)、「疎開展」に向けて協力依頼のため来室。

一月二日

・第八巻西表島編専門部会委員への委嘱状交付及び第一回専門部会開催。専門委員、大底朝要、塩川用勝、古見代志人三氏に委嘱状交付。部会長に里井洋一氏選出、総項目を検討審議。

一月二日

・第十巻資料編「近代3」に収録する「宮良當整日誌」の翻刻文、里井洋一委員から提出を受けパソコンでの文字打ち出し。

一月二日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「契約及物品金銭二関スル諸証書」翻刻文作成作業、語注作成。

一月二日

・八重山郷土紙原寸大上製本契約を(沖繩)マイクロセンターと締結、原紙を同社へ宅配。

一月二日

・山本氏(防災科学研究所)、波照間島の地質に関する資料収集のため来室。

一月二日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「金銭及物品二関スル契約

・第十巻資料編「近代1」に収録する「金銭及物品二関スル契約

・第十巻資料編「近代1」に収録する「金銭及物品二関スル契約

・第十巻資料編「近代1」に収録する「金銭及物品二関スル契約

・第十巻資料編「近代1」に収録する「金銭及物品二関スル契約

・第十巻資料編「近代1」に収録する「金銭及物品二関スル契約

・第十巻資料編「近代1」に収録する「金銭及物品二関スル契約

諸証書」翻刻文作成作業継続。

一月二一日

・沖繩県地域史協議会第三回研修会、玉城村で開催。古堅室長参加のため出張。

一月二四日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「契約及金銭物品二関スル諸証書」翻刻文作成完了。

一月二五日

・第二〇回町史編集委員会に向けて各種資料の作成。

一月二六日

・竹富島の史跡巡見に向けての資料作成。

一月二七日

・比嘉武則氏（名護市立図書館）、竹富町の刊行物収集のため来室。

一月二八日

・川本康博氏（琉球大学）、黒島の草地開発に関する資料収集のため来室。

二月一日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「間切島会二関スル書類」初校及び語注、グローバル企画印刷㈱へ送付。

・増田昭子氏（立教大学）より従軍慰安婦関係の資料提供を受ける。

二月二日

・松本京子氏（中京大学学生）、黒島の畜産に関する資料収集のため来室。

二月四日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「村日記」二校、グローバル企画印刷㈱へ送付。

二月五日

・第二〇回町史編集委員会開催。二年間の任期満了に伴い、委員十九名に委嘱状交付、第十巻資料編「近代3」新城村頭の日誌（宮良殿内文書）の発刊、「島じま編」編集等について審議。

二月六日

・竹富島の史跡巡見。編集委員十二名参加。花城村遺跡、新里村遺跡、トゥールングック遺跡等を巡見。

二月八日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「間切島会二関スル書類」の翻刻文、意訳文、語注の整合性点検。

・松本京子氏（中京大学学生）、黒島に関する資料収集のため来室。

二月九日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「間切島会二関スル書類」二校、グローバル企画印刷㈱へ送付。

二月一〇日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「発刊のことば」（町長あいさつ）作成。

・竹富町史編集委員会委員の登野原武氏、委員長就任のあいさつのため来室。

二月一四日

・第十巻資料編「近代1」に収録する「村日記」三校終了。

・増田昭子氏（立教大学）、波照間島の民俗調査終了報告のため来

室。

・第八卷西表島編の執筆者点検。

二月一七日

・里井洋一編集委員、第八卷西表島編の編集について協議のため来室。

二月一八日

・里井洋一編集委員、第八卷西表島編の執筆者会議の結果報告のため来室。

・大田静男氏（石垣市教育委員会文化課課長）、竹富町内のハンセン病患者収容場所確認のため来室。

二月二二日

・第十卷資料編「近代1」に収録の「報告綴」語注入り校正原稿、グローバル企画印刷へ送付。

二月二三日

・第十卷資料編「近代1」に収録の「間切島会二関スル書類」三校開始。

二月二五日

・第十卷資料編「近代1」に収録の「間切島会二関スル書類」三校、グローバル企画印刷へ送付。

・吉浜忍氏（沖縄国際大学助教授）、八重山における沖縄戦に関する資料収集のため来室。

二月二八日

・第十卷資料編「近代1」に収録に巻頭・巻末の編集開始。

・沖縄映像センターからホバークラフトの写真借用依頼。

三月一日

・第十卷資料編「近代1」に収録の口絵写真のキャプション作成開始。「村日記」三校、グローバル企画印刷へ送付。

・沖縄映像センターへホバークラフトの写真四葉送付。

・町史刊行物委託販売店へ在庫確認票送付。

三月二日

・第十卷資料編「近代1」に収録の口絵写真のキャプション作成終了。編集後記の執筆。

三月四日

・第八卷西表島編執筆者会議、里井洋一部会長を中心に祖納で開催。

・島ごとの歴史的な人口動態表追加作成。

三月五日

・第十卷資料編「近代1」小委員会開催。午前、編集内容を検討、午後、原文照合のため竹富島喜宝院菟集館へ。

・内海愛子、上村英明、河野麻美子（以上、恵泉女学園大学）、増田昭子（立教大学）、鳥山亨の五氏、竹富町における戦前の移民出稼ぎ関係の資料収集のため来室。

・渥美徳太郎氏（九州産業大学）、黒島関係の資料収集のため来室。

三月五日

・第十卷資料編「近代1」に収録の「村日記」四校開始。

三月一〇日

・第十卷資料編「近代1」に収録の目次、凡例作成終了。

竹富町史の刊行物

1, 『竹富町史』別巻3 写真集 ばいぬしまじま 平成4年度 ¥2,625

明治時代中後期から現代に至るまでの島々の実相を、各島ごとに村落・自然、産業・交通、教育・文化・スポーツ、暮らし・戦争、祭祀・芸能の各項目に分類して写真で表現した資料集。92枚の写真を用い、各島ごとに、一言で島を知る題名を標題に付け、島の“顔”を呈示する。モノクロ写真を主体に編集しているが、巻頭にはカラー写真を用い、竹富町の“今”をアピールしている。写真から古き良き時代の島々を偲ぶことができる。319ページ。

2, 『竹富町史』第十一巻資料編 新聞集成Ⅰ 平成5年度 ¥2,100

明治31年(1898)から大正7(1918)までの間、沖縄本島で発行された新聞の記事を集成した資料集。取り扱った新聞は、県内で最初に発行された、「琉球新報」(明治26年創刊)、「沖縄毎日新聞」(明治41創刊)の二紙。「明治・大正期の新聞集成」と位置づけ、政治、経済、文化等の記事古い順に配列して編集した。県紙であるため、八重山関係の記事は少ないが、それでも西表炭坑や八重山の地誌等の記事は特筆に値する。684ページ。

3, 『竹富町史』第十一巻資料編 新聞集成Ⅱ 平成6年度 ¥2,100

大正6年(1917)7月から昭和8年(1933)12月までの間、八重山で発行された新聞の記事を集成した資料集。取り扱った新聞は「先島新聞」(大正6年7月～同15年8月)、「八重山新報」(大正10年2月～昭和8年12月)、「先島朝日新聞」(昭和3年5月～同8年12月)、「八重山民報」(昭和7年1月～同8年12月)の三紙。「大正・昭和戦前期の新聞集成」と位置づけ、政治、経済、教育、文化等の記事を年代の古い順に配列して編集した。資料集に盛り込まれた記事は村勢、マラリア問題、村の行財政、選挙等が注目され、往時の竹富村を浮き彫りにしている。724ページ。

4, 『竹富町史』第十二巻資料編 戦争体験記録 平成7年度 ¥3,150

アジア太平洋戦争中の町内の世帯別戦災実態調査、全戦没者数、戦争体験記及び沖縄戦、八重山の戦争をまとめた資料集。各島、各集落ごとに詳細な戦災調査を行い、町内における戦争の実態を明らかにしている。特筆すべきは戦時中の集落地図を作製するとともに、さらに集落ごとに各家族単位の戦争被害を具に図表にしてあること。この資料集から戦争マラリア等の惨事を浮かび上がらせ、戦争がいかに悲惨だったかが分かる。1,190ページ。

5, 『竹富町史』第十一巻資料編 新聞集成Ⅲ 平成8年度 ¥2,100

昭和9年(1934)2月から同20年(1945)3月までの間、八重山と沖縄本島で発行された新聞の記事を集成した資料集。取り扱った新聞は「八重山新報」(昭和9年2月)、「先島朝日新聞」(昭和9年1月～同15年8月)、「八重山民報」(昭和9年1月～同11年6月)、「海南時報」(昭和10年8月～同20年3月)、「沖縄日報」(昭和11年11月～同15年10月)、「琉球新報」(昭和13年2月～同15年11月)六紙。「昭和戦前期の新聞集成」と位置づけ、政治、経済、教育、文化等の記事を年代の古い順に配列して編集した。資料に盛り込まれた記事は多岐にわたるが、当時の世相を反映し、戦時色の濃い記事が目立つ。それでも記者が島を訪ねてのルポルタージュ記事は、往時の島の一面を垣間見せる。720ページ。

6, 「竹富町制施行50周年記念誌」ばいぬしまじま50 平成10年度 ¥2,625

昭和23年(1948)の町制施行から平成10年(1998)までの竹富町の50年の足跡を写真、年表等で集成した記念誌。本誌は、島びとの暮らしや学校の様子、祭りなどがモノクロ写真を使用して編集され、その年の人口も掲載し、資料的な価値を持たせるように工夫してある。歴史年表は行政に限らず、婦人会、青年会等の動向も扱い可能な限り詳細に、年別の事項を入れてある。また、姉妹町である北海道の斜里町との親善交流の歩みも盛り込まれている。歴代町長、歴代議会議長、町議会議議員、各課課長の顔写真、職員の集合写真、竹富町振興目票も掲載してある。247ページ。

7, 「竹富町史」資料集① 鉄田義司日記 平成11年度 ¥1,575

和歌山県久度山町出身の陸軍少尉(後に中尉・大尉)鉄田義司が戦時中に書き残した個人的な陣中日記。彼は昭和16年(1941)、内離島に司令部を置く船浮要塞に赴任したが、その後所属する大隊が石垣島に移転したため、石垣島に移った。日記には赴任の時から要塞での軍事訓練や、石垣島に移駐後に米軍機から初空襲を受けた時の様子、さらに昭和20年(1945)敗戦後の復員までに至る経過を記す。八重山の戦争を知る同時代資料として価値を有する。519ページ。

8, 「竹富町史」第十一巻資料編 新聞集成Ⅳ 平成12年度 ¥2,100

昭和22年(1947)1月から同30年(1955)12月までの間、八重山で発行された新聞の記事を集成した資料集。取り扱った新聞は、「海南時報」(昭和22年1月～同30年12月)、「八重山タイムス」(昭和22年1月～同30年12月)、「南西新報」(昭和22年9月～同28年10月)、「自由民報」(昭和23年7月～同29年1月)、「南琉日日新聞」(後に「八重山毎日新聞」と改題、昭和25年3月～同30年12月)、「八重山新報」(昭和30年4月～同10月)の六紙。「昭和戦後期①の新聞集成」と位置づけ、政治、経済、教育、文化等の記事を年代の古い順に配列して編集した。資料集に盛り込まれた記事は、終戦直後の島々の様子を綴っているが、当時の新聞が一種の「政論新聞」だったこともあり、選挙に関する記事には政治色が濃厚に出ている。それでも紙面から島びとの暮らしを窺い知ることができる。842ページ。

9, 「竹富町史」第十巻資料編 近代2 平成13年度 ¥2,625

南嶋民俗資料館(石垣市字大川)が所蔵する崎原文書「必要書」、琉球大学附属図書館(西原町千原)が所蔵する宮良殿内文書「必要書類集」を集成した近代文書資料集。「必要書」は、宮良殿内の血を引く崎原當貴が残した文書。當貴は明治30年に崎山村頭に任じられているが、この文書は一種の備忘録で、日記の形式をとっている。中でも「人々ヨリ到来物控」は、贈答品のやりとりがあり、往時の村びとの暮らしぶりが臆気ながら分かる。「必要書類集」は宮良殿内の直系である宮良當整が残した文書である。標題に「明治二十五年以降」とあるが、明治29年(1896)から同40年(1907)までの間の行政文書となっている。當整は白保村頭、新城村頭、竹富村頭を務めたが、行政文書は八重山島庁との往復文書、農業統計資料が中心である。348ページ。

10, 「竹富町史」第十一巻資料編 新聞集成Ⅴ 平成14年度 ¥2,100

昭和31年(1956)1月から同35年(1960)12月までの間、八重山で発行された新聞の記事を集成した資料集。取り扱った新聞は「海南時報」(昭和31年1月～同34年4月)、「八重山タイムス」(昭和31年1月同～35年12月)、「八重山毎日新聞」(昭和31年1月～同35年12月)、「八重山新報」(昭和

31年1月～同33年3月)の四紙。「昭和戦後期②の新聞集成」と位置づけ、政治、経済、教育、文化等の記事を年代の古い順に配列して編集した。資料集に盛り込まれた記事は、多岐にわたるが、西表島開発問題をめぐる様々な調査、早稲田大学八重山学術調査団に関する記事等は歴史の一齣として特筆される。中でも、町長選挙等を巡る記事は、当時の政治の季節を反映し、激しい紙面づくりを展開している。843ページ。

11, 『竹富町史』第十一巻資料編 新聞集成Ⅵ 平成15年度 ¥2,100

昭和36年(1961)1月から同39年7月までの間、八重山で発行された新聞の記事を集成した資料集。取り扱った新聞は「八重山タイムス」(昭和36年1月～同39年7月)、「八重山毎日新聞」(昭和36年1月～同39年7月)、「八重山朝日新聞」(昭和37年1月～同39年7月)の三紙。「昭和戦後期③の新聞集成」と位置づけ、政治、経済、教育、文化等の記事を年代の古い順に配列して編集した。収録された記事は、各新聞社によって特色があるが、総じて西表開発問題、町有地処分問題と新庁舎建設、八重山市町村合併と町役場移転問題、西表島での米軍事演習、大干ばつ、西表島での中学校統合問題、一年に二度の町長選挙等の記事がクローズアップされる。記事の中には現在に結びつくものもある。947ページ。

12, 『竹富町史』第十巻資料編 近代1 平成16年度 ¥2,625

竹富島喜宝院蒐集館が所蔵する明治30年代の文書を「近代1」として集成した近代文書資料集。収録した史料は「村日記-明治37年以降」、「間切島会二関スル書類-自明治31年 至全37年・自明治37年 至」、「報告綴-明治37年」、「人頭税領収証綴-自明治31年 至明治35年」、「契約及金銭物品二関スル諸証書-自明治31年 至全36年」の五点。喜宝院蒐集館にはこのほか、数多くの民俗資料等があるが、これらの一部は写真に収め口絵として扱った。史料から人頭税施行末期及び廃止直後の島の様子を知ることができる。546ページ。

※竹富町史の刊行物は、竹富町内の主だった観光施設および石垣市・那覇市・宜野湾市の委託販売契約店での販売のほか直接販売も承っております。送付を希望の場合は、宅配業をお願いし着払い料金が請求されます。詳細については町史編集室(電話0980-82-9985)までお問い合わせ下さい。



写真集「ばいぬしまじま」などの町史刊行物

編集後記

◆『竹富町史だより』第27号を発行しました。本号は『官報』掲載八重山関係資料を中心として、「写真にみるわが町」で美原集落の誕生、「文化財探訪」で鳩間島のフシンヤ、「新聞で知る町の今昔」で水飢饉に悩む島の人たち、「聖地めぐり」では保慶御嶽を取り上げ紹介しました。フシンヤは、昨年の町史編集委員会の史跡巡視の時に訪れ、注目を集めました。

◆『官報』は政府が法令や条約、国会事項等を国民に周知させるための機関紙ですが、実に豊富な行政に関する情報を含んでいます。竹富町史では、先に明治十六年から昭和二十年までの、沖縄県に関する事項を掲載した『官報』の複製を製本して所蔵しました。今後、町史第十巻「近代4」の題名で発行する計画です。

◆本号に掲載した『官報』の記事で注目されるのは宮古・八重山の人頭税廃止に伴う「地租条例及国税徴収法」施行に関する記事です。これは人頭税が廃止されたことを裏付ける根拠史料です。今後も史料を発掘して町民に明らかにします。



平成17年9月30日発行

竹富町史だより

第27号

編集発行 竹富町役場町史編集室

沖縄県石垣市美崎町2番地大和ビル2F東

☎ 0980-82-9985